当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

10　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

11　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、この様式に掲げる科目を以下のとおり変更して記載すること。

この様式に掲げる科目	特定取引勘定を設けない場合
（略）	（略）
特定取引収益	（削除）
商品有価証券収益	
特定取引有価証券収益	
特定金融派生商品収益	
その他の特定取引収益	
その他業務収益	その他業務収益
外国為替売買益	外国為替売買益
（新設）	商品有価証券売買益
（略）	（略）
特定取引費用	（削除）
商品有価証券費用	
特定取引有価証券費用	
特定金融派生商品費用	
その他の特定取引費用	
（略）	（略）
その他業務費用	その他業務費用
外国為替売買損	外国為替売買損
（新設）	商品有価証券売買損
（略）	（略）

14　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第2　　第　期決算公告(要旨)

年　月　日

住　所
株式会社商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表(　年　月　日現在)

（単位：百万円又は億円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー	
買入手形		売現先勘定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	
特定取引資産		売渡手形	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
有価証券		特定取引負債	
貸出金		借用金	
外国為替		外国為替	
その他資産		短期社債	
有形固定資産		社債	
無形固定資産		新株予約権付社債	
前払年金費用		その他負債	
繰延税金資産		賞与引当金	
支払承諾見返		役員賞与引当金	
貸倒引当金	△	退職給付引当金	
		役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	
		金融商品取引責任準備金	
		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	